

第 6 常 置 委 員 会 報 告

-国際学術交流・協力基盤の育成方策について

平成 6 年 5 月 26 日

日本 学 術 会 議
第 6 常 置 委 員 会

日本学術会議は、第15期活動計画において、「国際学術交流・協力の飛躍的拡充と強化を図るため、その在り方と基盤の育成方策について検討する」ことを決定した。

本報告は、第15期日本学術会議第6常置委員会が、これに基づき審議した結果を取りまとめ、発表するものである。

委員長 利谷 信義（第2部会員、お茶の水女子大学生活科学部教授）
幹事 鹿取 廣人（第1部会員、帝京大学文学部教授）
宅間 宏（第4部会員、電気通信大学レーザー極限技術研究センター長）
委員 高崎 直道（第1部会員、鶴見大学学長）
上原 行雄（第2部会員、一橋大学法学部教授）
新井 清光（第3部会員、早稲田大学商学部教授）
柏崎利之輔（第3部会員、早稲田大学政治経済学部教授）
上田 誠也（第4部会員、東海大学海洋学部教授）
家田 正之（第5部会員、愛知工業大学工学部教授）
藤田 謙（第5部会員、東京理科大学工学部教授）
有賀 祐勝（第6部会員、東京水産大学水産学部教授）
岩政 正男（第6部会員、九州東海大学農学部教授）
五島雄一郎（第7部会員、東海大学名誉教授）
久住 治男（第7部会員、金沢大学名誉教授）

目 次

	頁
I 総 論	1
1 学術的国際交流の意義	1
2 学術的国際交流の現状と課題	2
II 留学生政策の現状と課題	3
1 宿舎	3
2 日本語教育	4
3 留学制度の活性化	5
4 その他	6
III 研究者・大学院学生の海外派遣の現状と課題	6
1 長期間にわたる海外派遣	7
2 短期間の海外派遣	8
3 その他	9
IV 國際学術交流・協力基盤の見直し	9
1 國際研究集会の推進	9
2 國際共同研究機関の設置	10
3 國際的学術団体への対応	11
4 大学・各種研究機関の国際交流・協力事務体制の整備	11
5 国際交流・協力資金の支援	12
V 参考資料（1～8）	13

1 学術的国際交流の意義

〔学術は人類共有の知的財産〕 学術は様々な時代・地域の文化の中で、その重要な要素として発展して来た。特に、交通及び情報の流通が高速かつ多量になった現在では、あらゆる地域文化の共通要素としての学術が広範な分野で確立され、全人類の共有する知的資産として極めて重要なものとなっている。

〔原点は学術そのものの貢献〕 学術は国籍と身分とを問わずあらゆる人が自由に利用する権利を所有する知的財産であり、全ての国家・地域が協力して蓄積すべきものである。しかし、現在の実り豊かな学術体系を構築するに至った経緯を見るに、欧米諸国の功績が過去において極めて大きいことは事実である。他方では、学術を共有財産として大いに享受した我が国が、積極的に人類の知的資産を増やすことによって学術的貢献を行うことを周囲から期待されるのは当然であり、またその義務を負うことに誇りと責任を持つべきであろう。しかし、学術的国際貢献の最も重要な内容は、我が国自身の学術的水準を高めることである。

〔国際交流は学術研究体制の本質的構成要素〕 学術研究の成果を人類の共有財産とするためには、全地球的に利用可能な形でそれを公開することが不可欠である。国際交流はまた学術の発展のため極めて有効な手段でもある。学術の最先端において、人類未踏の領域を開拓することは決して容易な業ではなく、目的と同じくする専門家との討論による刺激が必要である。また、時として立場の違う研究者、文化的基盤の異なる研究者との討論が極めて有効である。特に、若手研究者を国際交流の場に置くことは、優れた研究者の育成に不可欠な要件である。

学術分野の中には、それぞれの歴史と風土の中に育った地域固有のものもあり、それらはある意味では欧米中心に構築された現在の学術体系の大勢とは独立のものと言うことができよう。そのような学術分野では、国際交流をその本質的要素と考え難いとしても、西欧の絵画が浮世絵の影響によって新しい境地を開いたように、異文化の影響によって新たな文化的発展の契機を得た事実は歴史的にも多々見ることができる。したがって、このような我が国固有の学術領域も、国際交流の対象として重要なものと考えられる。以上を総合すると、我が国における学術全分野の発展それ自体にとって、国際交流は必須の要件であると言うことができよう。

〔地域的学術的交流の必要性〕 国際交流においては、常に地域的な問題を無視することはできない。現在のように交通や通信の手段が極度に発達した社会では、究極的には地球全体が一つの領域であって、学術の交流に関しては地域による差別は原則として置くべきではない。しかし、いずれの地域においても、互いに長い歴史を通じて文化的交流を密に行って来た近隣諸国との交流は、現在においても全地球的学術交流の第一段階として重要な意義を持っている。将来はヨーロッパ地域、北米地域と並ぶ重要性を持つことが期待されるアジア地域においては、これまで欧米の学術を移入する必要から、それぞれの国にお

ける交流の相手国は、近隣諸国よりかえって欧米諸国であった。このような状況は、最近見られるアジア諸国の急速な学術的発展の当然の結果として変化しつつある。我が国も今後は地域内の各国と力を合わせてアジア地域の学術の発展のため努力することが必要である。また、最近の傾向として、我が国にとっての近隣諸国の範囲は、西太平洋地域全域を含む広大な領域に広がりつつあることも認識されなければならない。

2 学術的国際交流の現状と課題

〔学術的国際交流施策の現状〕 各省庁の国際交流計画を総合すれば、既にかなりの範囲の学術交流が計画ないし実施されている。このことからも、学術的国際交流の重要性は我が国において既に広く認識されていることが分かる。しかし、その一方で国際交流の現場からは、理想とは程遠い現実を嘆く声も多い。我が国社会や入国管理の閉鎖的傾向が学生や研究者の自由な交流の障害となっている事例も少なくない。

〔予算枠の極度な不足〕 このような問題点を要約すると、その第一は、目的を達成するために必要な額とは桁違いに少ない予算のために起きる質的或いは量的な不足が、名目とは程遠い無残な現実を作っている事実である。それは留学生問題において最も深刻に現われ、留学の意義を全うしないだけでなく、かえって我が国の文化を誤解させ、日本に対する悪感情を育てる恐れすらなしとは言えない。このような由々しき問題を見過ごしてはならない。

〔柔軟な予算執行の必要性〕 第二の問題点として、予算執行の際の柔軟性の欠如が国際交流の大きな障害となっている。我が国固有の、細部まで制約された形式的な会計手続を固執するために、共同研究にあっては交流の相手国に迷惑をかけ、人物交流にあっては確実な招聘手続が十分早期に行ない得ないために、最も好ましい人材を他に取られてしまうなど、国際交流の質の向上が著しく阻害されている。

〔状況の的確な把握とそれに基づく施策面での対応〕 心すべきは、学術国際交流の諸問題は、その欠陥が長期間積み重なって、露わになった時には取り返しのつかない国際問題となるにもかかわらず、それが直ちに何らかの政治的、行政的圧力を生み出さないために、ともすれば見逃され易いことである。そのような過ちを犯さぬためには、常に実情を正確に把握し、問題点を是正しつつ、国際交流の諸施策が立案・実行されなければならない。諸施策の策定に当たっては、正確な現状認識に基づいて、学術研究の進展に遅れないことは言うまでもなく、時とともに変化する世界情勢と国内情勢とに鋭敏に、かつ柔軟に適応するよう十分留意することが必要である。そのためには、学術国際交流の現場の状況を的確に把握し、その結果を見ながら施策の欠陥を是正し、最適化を図る作業が絶えず行われていなければならない。

〔我が国を魅力的国際交流の場とすること〕 最後に、単に国際交流が潤滑に行い得る条件を満たしただけでは、学術分野における我が国国際交流が真に実現されたとは言い難い。交流は、言うまでもなく相互の熱意無しには行い得ないものである。学生、研究者を含む全世界の人々から、我が国が教育・研究の場として高い評価を得て、極めて魅力的な交流の場として認識されることが、有意義な国際交流が行われるための前提条件である。

すなわち、我が国の教育と研究の水準と環境の弛まぬ向上、そしてこれらを含む文化的基盤の充実が学術的国際交流の原点であることをしっかりと認識することが重要である。

以上の観点に基づいて、「留学生政策の現状と課題」、「研究者・大学院学生の海外派遣の現状と課題」及び「国際学術交流・協力基盤の見直し」について検討する。

II 留学生政策の現状と課題

いわゆる「10万人計画」は、我が国が21世紀初頭にかけて国際的に果たすべき最優先課題の一つであると考えられる。しかし、急速に拡大しつつある外国人留学生への対応については、行政施策の充実が図られ、また、主要な国公私立大学それぞれの独自の努力が払われてはいるものの、なお多くの問題がある。いずれも留学生の意欲や生活に直接的に関わる問題であるだけに早急な解決が必要であり、これをなおざりにするならば、次代を担う諸外国の青年が我が国に寄せる信頼と期待に背き、中長期的に見て計り知れない無形の損失を蒙ることにもなりかねない。「10万人計画」が我が国にふさわしい国際貢献策であるとすれば、その実現に周到な配慮と最大の努力とが払われるべきであろう（資料1、2参照）。

近時の留学生政策の現状と課題の基本的な諸点は、文部省の「21世紀を展望した留学生交流の総合的推進について—21世紀に向けての留学生政策に関する調査研究協力者会議報告一」（平成4年7月17日）及び総務庁行政監察局の「留学生の受入対策に関する行政監察結果報告書」（平成5年9月）にはほぼ網羅されている。ここでは、さらに個別的・具体的な、しかし緊急の解決を必要とするいくつかの問題点を指摘してみたい。

なお、外国人研究者の研究環境及び任用、その帰国後の連絡と支援、大学院留学生の学位等に関しては、第14期の第6常置委員会報告（平成2年10月18日）において重点的に論じられているが、以下の指摘の大部分は、これらを踏まえた上でなお現在において強調すべき基本的な問題と考える。

1 宿 舎

我が国の住宅事情の特殊性もあって、宿舎の確保は留学生の最大の関心事であり、留学生政策の最重要課題である。総務庁行政監察局の「留学生アンケート調査結果」（平成5年9月）によれば、留学生の住居は、「民間の下宿・アパート」が62.3%、「大学、専修学校の留学生専用宿舎」が13.2%、「公営住宅」が8.0%であり、住居に関する不満の内容は資料3のようになっている。宿舎の不足・不備は留学生の生活基盤を脅かし、民間の高額な家賃支払いのためのアルバイトはその勉学にも大きな支障となるからである。この問題については、国立大学の留学生宿舎の整備、各種の財団の創設など、一応の努力が払われているが、その一層の継続と拡大とが望まれる。少なくとも、公的に提供する留学生の居住施設に関しては、次の諸点にも留意すべきであろう。

（1）質を犠牲にして量を確保することは、現状では無理からぬ面があるにせよ、特に中長期的にみて得策ではない。「生活大国」が少しでも実現され、日本人一般の居住条件

が改善されるならば、文部省の基準による余りにも狭小な居室は相対的にスラム視される恐れなしとしない。「10万人計画」を支える理念が永続的なものであるならば、留学生宿舎ひとつにも長期的な展望が必要であろう。ちなみに、文部省大臣官房文教施設部の国立学校施設実態調査別冊資料「国立学校建物基準面積算出表」（平成4年度）によれば、国際交流会館の基準面積は廊下、浴室等の共用部分を含めて、単身者の場合、21平方メートル（数年前までは25平方メートル）であり、混住型学生寄宿舎についても同様である。これは一般の学生寄宿舎の基準面積の18平方メートルを上回るとはいえ、全体として狭小であり、中長期的な視野を欠くものと言わざるを得ない。

(2) 宿舎は日本人学生との混住を基本とすべきである。これは多くの留学生の希望でもあり、相互理解・相互交流の観点からも望ましい形態であると考えられる。現状では、留学生宿舎への留学生の入居期間を1~2年間に限定する例が多い。これについては、不足している宿舎の利用を均等化するばかりでなく、民間の住居での生活が留学生の地域交流の機会ともなるとの見方もあるが、民間の住居への入居が多額の出費を伴うこと、留学生宿舎の利用が滞日期間の最初か最後でなければ、その出費が二重になることを考慮しなければならない。また、既存或いは新設の学生寮を留学生に積極的に開放することも重要であるが、この点に関しては、国立大学における院生寮の設置が切に望まれる。大学院レベルでの教育・研究が重視されるようになった現在、院生寮に対する従来の方針は見直されて然るべきであろう。

(3) 留学生宿舎の管理・運営に携わる人員の配置に留意すべきである。留学生宿舎を単なる宿舎ではなく、国際交流の接点としても捉えるならば、その管理・運営の任は重要であり、そこに適当な人材を配置することは、宿舎の機能を左右するとの認識が必要である。

2 日本語教育

日本での学習・研究に重要な意味を持つ留学生の日本語能力に関しては、国立大学の留学生日本語教育センター（大阪外大、東京外大など）の整備、「日本語・日本事情」担当教官の充実などの施策を通じて、その向上が図られている。こうした施策の一層の発展を期待するとともに、関連する問題に触れておきたい。

(1) 日本語教育センターでも各分野の専門教育に対応しうる日本語教育・教材開発が進められているが、この種の作業については各大学の組織的な協力ないしは分担の体制を整備することが望ましい。また、外国人にも開放されている各種の資格試験の受験志望者に対する日本語教育について、特別の配慮をすることも必要であろう。

(2) 特に大学院で用いることの多い英語その他の外国語の能力が留学生に欠如していることが少なくないのも問題である。この点については、日本語と並行して教育する機会を設けるよう配慮するとともに、事前に行われる日本留学説明会（日本留学フェア）等で充分な情報を提供しておくべきであろう（来日前の留学情報に関しては資料1及び2を参照）。

(3) 外国人留学生の日本語能力に限界があることはやむを得ないとすれば、その欠を補

って留学の実をあげるには、日本の教員・学生・院生の協力が必要である。この点については、例えば院生によるチューター制度などの活用のほか、教員の意識改革ないしコンセンサスが求められよう。特に大学院の入試及び教育について、その必要性は大である。

3 留学制度の活性化

外国人留学生に対する様々な施策の充実と並んで、日本における学位取得の困難性の緩和もしばしば指摘されるところであり、第14期の第6常置委員会でも論じられているが、ここでは、それとは別の制度的な問題として以下の指摘をしておきたい。

(1) 4月に始まる日本の学年暦については、留学等の国際交流の観点からもその見直しが問題となり得る。しかし、学年暦の変革が当面は実現し難いとすれば、大学におけるゼメスター制の積極的導入を図るべきであると考える。学年暦は万国一律ではないにしても、ゼメスター制が一般化すれば、短期・長期の外国人留学生、また、海外留学・在外研究に赴く日本の学生・研究者の時間的なロスは相対的に減少し、留学等の国際交流を活性化することとなろう。教育上の観点から通年制を不可欠とする専門分野もあると思われる所以、半年の単位取得や在外研究の支障とならない限り、通年制の併用を認めてもよい。ともかく、ゼメスター制は、今後検討されてよい問題であろう。

(2) 日本への留学希望者と受け入れ教育・研究機関とに多大な手続上の負担をかけているものに、日本の入国管理制度がある。もとより、留学生身分による不法就労の急増にはそれなりの法律的・行政的な対応が必要であろう。しかし留学生の受け入れは、本来的に各教育・研究機関ないし文部省に委ねられるべきであるとの認識に基づき、それぞれの適正な判断と責任において留学生受け入れの円滑化を図る必要がある。この点では、留学生（とりわけ不法就労に利用されがちな聴講生等の非正規学生）の選抜には慎重な配慮が求められる。他方、選抜した留学生の入国査証審査に際しては、受け入れ機関が発行する合格通知書ないし入学許可書等の書類には高度の信頼性が与えられて然るべきであろう。なお、留学生本人が在外公館で行う査証申請の時間的・手続的な負担を軽減するためには、受け入れ機関による在留資格認定証明書の代理申請を一般化することも考えられよう。また、在日の留学生等の在留期間更新については、受け入れ機関による申請取次制度があり、これも、外国人留学生等の負担軽減という観点から注目されてよい（資料4参照）。さらに問題となるのは、査証申請に在日の身元保証人を一律に必要とする従来からの制度である。国際化を図る我が国の大学等の努力を著しく阻害し、特に私費留学希望者の来日を極めて困難にするこの制度については、その抜本的な見直しも必要であろう。外国在住の留学希望者はもとよりのこと、日本語学校を修了して大学に入学する在日留学生にとっても、身元保証人を確保することは容易ではなく、いかがわしい業者が介在することもあるというのが実状である。この問題への当面の有効な対応としては、受け入れ機関による機関保証があり、その活用ないし拡充の検討が望まれる。

なお、医療に関する留学制度については、「外国医師、外国歯科医師臨床修練制度」

(「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律」、昭和62年法律第29号)がある。しかし、これは前述の入国管理制度に関する問題に加えて、臨床修練医の許可手続が煩雑であるために、所期の目的を達することが困難な状況にある。したがって、厚生省が指定する臨床修練指定病院の厳格化を図るとともに、その指定病院との信頼関係に基づいて、外国人臨床修練医の許可を指定病院に委任するなど、制度を弾力化することが望ましい。

(3) 留学生の健康問題については、1年以上滞在する留学生を対象とした健康保険の保険料を補助するシステムを考える必要もある。圧倒的に多い発展途上国からの留学生にとって保険料の負担はかなり大きく、保険に加入しないまま病気になり、医療費を支払えない者が増大しているのが現状である。

4 その他

(1) 最近では外国人留学生に対する様々なボランティア活動が活発であるが、その活動自体はまさにボランティアに委ねるにしても、ボランティア団体相互間の情報交換の場を公的に整備することが必要であろう。

(2) 欧米ではゼムスター休暇を利用し、外国の希望の職場で体験学習するという企画があると聞くが、留学ニーズの多様化に対応する上で参考となろう。このような企画は、最近では日本の企業も重視するようになったフィランソロピー(社会貢献)やメセナ(文化貢献)の延長線上で実現可能とも考えられる。

III 研究者・大学院学生の海外派遣の現状と課題

人文・社会科学系、自然科学系を問わず、全ての学問領域において、学術研究の国際交流、国際共同研究の重要性が、現在、ますます増大しつつある。我が国からの研究者・大学院学生の海外派遣については、文部省、日本学術振興会、国際交流基金を始め、各関連機関の事業によって派遣件数も次第に増加し、改善の方向に向かいつつある。例えば、文部省関連事業による研究者の海外派遣は、1985年度は約3,500件であったのが、1990年度には約7,000件となり、またユネスコ統計年鑑1992年版によると、主要50か国の高等教育機関に在籍している日本人学生は約37,000人に達するまでになっている。

しかしながら、1990年度における研究者の海外派遣約7,000件のうち、文部省科学研究費補助金(国際学術研究)によるものが過半数(約3,800件)を占め、その他、日本学術振興会によるものが約24%、在外研究員等の派遣が約17%、国際研究集会への派遣が約6%に留まっている。また、日本人学生の留学・技術習得を目的とした出国者数(歴年)は、1988年は約85,000人、1991年には約120,000人となっているが、そのうち、日本政府派遣の留学生(「学生国際交流制度」、「教員養成大学・学部学生海外派遣制度」及び「アジア諸国等派遣留学生制度」によるもの)は、1988年に約260人であるが、1991年においても約280人に留まっており、必

ずしも十分とは言い難い（資料5参照）。

現在、急速な学術研究の国際化が進み、海外との情報交換が日常的になりつつある。このような状況に対処するためには、現行の諸制度、諸手続では十分対応しきれない問題点も多々生じて来ている。そこで、海外派遣に係わる制度の見直しや手続を抜本的に見直すことが必要になって来ている。

我が国の学術研究基盤を国際的な水準に引き上げるためにには、特に若手研究者、大学院学生の海外派遣制度の充実が不可欠である。この点を中心にして、学術研究の国際化に見合う制度や手続面での改善を早急に進めることが必要である。

以下にその問題点を指摘する。

1 長期にわたる海外派遣

(1) 若手研究者が海外において研究を行うに当たって実質的な研究成果をあげるためにには、2年ないし3年の在外研究期間が必要である。現在、国立大学教官を対象とした文部省の長期在外研究員制度では、通常、在外研究期間が10か月とされており、しかも派遣候補者の選定は、勤務年限の長さによる順送りで決められることが少なくない。

したがって、長期在外研究の対象者を特に若手研究者にしほるためには、現行の制限年齢（50歳以下）をさらに引き下げるここと、同時に在外研究期間を2年ないし3年とするここと、などの改変が必要である（資料6参照）。

(2) 一方、私立大学教員については、いくつかの私立大学で、独自に長期留学制度ないし在外研究制度が設けられているところもあるが、必ずしも十分とは言えず、また、この場合、年功序列による派遣教員の選定が行われることが多い。日本学術振興会には優れた若手研究者を対象に海外特別研究員制度が設けられており、1982年度発足当時は派遣者10人であったのが、1990年度からは毎年5人ずつ増員され、1993年度においては、人文・社会科学系及び自然科学系合わせて30人となっているが、まだ十分な数とは言えない。このような公的機関による若手研究者の長期留学制度を、さらに充実させが必要であろう（資料7参照）。

(3) 若手研究者の海外派遣の諸施策を重点的に充実させるのと並行して、中堅以上の研究者に対しては、サバティカルなど、何らかの有給休暇制度を設置、制度化して、国際交流の機会を与えることが望ましい。

(4) 大学に所属する研究者の長期海外派遣では、出張中の教育、研究、その他業務の空白を満たすための処置が必要となる。現在、一般に、助教授以上の長期出張の場合には、留守の研究室員によってそれをカバーすることが行われているが、これにも限度がある。また、助手が少人数の研究室における長期出張の場合には、休職扱いないしは退職扱いにして、新任助手を臨時に採用するなどの姑息な手段が取られることが多いが、これはあまり好ましいことではない。

この点に関して、研究室員の長期出張の場合には、①非常勤枠の特別な割当てを行うこととともに、さらに、②国立大学、私立大学を問わず、ポストドクトラルフェローなどによる年契約ないし期限付き契約の教官・教員を雇用するシステムを導入することに

ついて、早急に検討することが必要と思われる。

(5) 国・公立研究所、その他の各種研究機関ではさらに問題は深刻であり、種々の制約により研究員の海外派遣が極めて困難な状況に置かれている。これらの研究機関については、海外派遣を含めて抜本的な研究条件の改善が必要である。

(6) 大学院博士課程後期在学生の場合、その研究生活の初期において、長期間海外の大学の大学院で研究する経験を持たせることは、国際的な視野を持った優れた研究者を養成するために有用である。

そのために、博士課程後期在学生を対象とした留学制度を充実させることが必要である。日本学術振興会の特別研究員制度は、大学院博士課程在学者（D C）及び博士の学位を取得したもの（P D）に対して海外での研究を認めてはいる。しかし、本制度は海外派遣そのものを目的とするものではなく、したがってその数は極めて限られている。そこで、本制度を海外派遣の面で拡充、充実させるか、新たに大学院学生対象の留学生制度を設けることが望まれる（資料8参照）。その場合、大学間での単位の互換を促進することが望ましい。

なお、医学教育において、臨床実習の単位互換を前提とした卒前教育における国際交流は、近未来の国境を越えた医療協力の基礎を築き上げる意味からも重要である。

2 短期間の海外派遣

(1) 学術研究の国際化に伴って、種々の国との間で、共通のテーマを持つ研究者同士が頻繁に往来して情報交換と研究討論を行い、相互に研究を促進し合うことが、人文・社会科学系であると自然科学系であると問わず、研究遂行上必須のものとなって来ている。このことは、中堅以上の研究者にとって重要であるばかりでなく、若手研究者、大学院在学生にとっても有用である。

そこで、研究打合せや種々の国際学術集会への出席のための何らかの財政的な補助と、海外出張手続の簡略化とが必要となる。

(2) 現在、文部省科学研究費補助金の制度は、かなりの増額がなされて来ている（1991年度：総額589億円、1992年度：646億円、1993年度：736億円）。しかし、その運用の面で、海外出張等に関する学術研究の国際化に十分対応しきれない点が生じて来ている。現在の制度では、特定テーマの研究（国際学術研究、重点研究など）及び高額の補助金の研究における「一般研究A、試験研究A、試験研究Bの総額が1千万円以上、特別推進研究、重点領域研究の総括班のみ」特別の事情（例えば、特殊な実験装置が必要な場合）を除いて、海外出張は原則として認められていない。

しかし、相互の刺激によって新しい着想を交換し世界的視野で研究を進めるためにも、国際共同研究はもとより、海外研究者との研究打ち合せ、国際研究集会への出張等について、一般の科学研究費（一般研究 A, B, C, 奨励研究）からの支出を認め、国内出張とほぼ同等に扱うことが望ましい。

現在、国内の学会出張については、当該科学研究費補助金にかかる成果発表の場合は旅費の支出が可能となっている。しかし、海外における多くの地域への渡航費が10

万円台で可能となった現在では、旅費について、より弾力的な運用が望まれる。

3 その他

- (1) 一部私立大学では、海外出張手続がかなり簡略化されている所もあるが、一般に国立、私立を問わず、多くの大学では海外出張・渡航手続が煩雑であり、また日時を要する所が多く、現状にそぐわなくなつて来ている。特に短期出張の場合は、国内出張と同様に簡略化すべきであろう。
- (2) 4月に始まる日本の学年暦は、留学生受け入ればかりでなく、研究者・大学院学生の海外派遣でも問題となる。したがつて、留学生受け入れの場合と同じく、ゼメスター制の導入を図ることは、海外派遣の研究者・大学院学生の時間的な無駄を省き、国際交流を促進する一助となると思われる。
- (3) 以上の諸問題点を解決し、学術研究の国際交流を促進するためには、従来の諸制度を抜本的に見直すとともに、諸省庁の枠にとらわれない何らかの新しい機構が必要となると思われる（日本学術会議「学術分野における国際貢献についての基本的提言」、平成5年4月22日第116回総会、参照）。

IV 国際学術交流・協力基盤の見直し

国際的に先進国として位置付けられている我が国の国際貢献の在り方として、その国際的学術交流・協力の質・量の向上は早急に対応すべき課題である。それには従来のこれらの推進基盤を見直し、より合理的な基盤の整備を図ることが急務である。

そもそも学術的国際交流・協力基盤とは、本来、教育・研究基盤そのものであり、まず我が国の大大学や各種研究機関における現状の劣悪な教育・研究に関する条件と環境の大幅な改善が必要である。これなくして、眞の交流・協力を論ずることはできない。これらが満たされた上で、具体的交流・協力のための基盤形成が問題となる。ここでは以上のような考え方を前提としつつ、国際学術交流・協力に向けられた教育・研究環境の改善について早急に解決すべき問題点を指摘する。研究者・留学生の受け入れ及び研究者の海外派遣に関する事項は、II、IIIの各章において述べたので、以下は主に国際的研究交流の推進に関し、我が国の対応が求められる諸事項に限定する。

1 国際研究集会の推進

国際的情報交流の場としての国際研究集会は、情報交換の手段として極めて重要な国際貢献の一環を形成しつつある。以下、国際研究集会のための会議場の整備及び集会支援措置の強化の2点から述べる。

1) 国際会議場の整備

国際研究集会にあっては、適切な会議場と宿舎などの関連施設の便宜を提供することが、その成功の鍵を握っていると言つても過言ではない。しかし、会議形式が多様化する中にあって、国際研究集会の企画者は、適切な会議場を選定するのに多くの困難を感じ

じている。したがって、要求にかなった国際会議場の整備・充実こそが、国際学術交流・協力を発展させる上において急務である。その際、以下の諸点に留意する必要がある。

(1) 会議の規模と内容に応じたサイズと設備とをもった会議場の設定

国際研究集会には様々な規模と内容とをもつたものがあるが、既存の施設で、これらの諸要求、特にサイズ、会議場設備、交通アクセス、必要諸経費の点から適切なものは数少なく、不十分な現状である。

(2) 首都圏及びそれ以外の地方・地域における開催を可能とする国際会議場の建設

これは、学術の質の向上を広く全地域的視野より支援するという観点から極めて重要である。

(3) 会議場施設の総合化

会議場を単なる会議室のみで形成するのではなく、例えば、最近、愛知県が計画した科学技術交流センター構想におけるごとく、会議・研修施設、交流宿泊施設、共同研究支援施設と、これらを合理的に連携・運営する中央業務施設とを統合して一体化した総合施設を設置することが、集会の実質的成果をあげる上に有益である。このような施設が多くの地方・地域で計画されることは、地域活性化と並んで、学術研究基盤の充実に極めて有効である。集会場の規模の大小に差があるとしても、このような施設を少なくとも各都道府県に1か所以上設置することが望まれる。

(4) 既設国際会議場への支援

最近、大学や各種研究機関の自己努力によって、創立記念事業或は寄付行為によって、国際会議場の設置が行われている。これらは国際研究集会の場として好ましい環境を提供しているが、この経常的施設運営・維持費及び管理スタッフの国家的支援を考慮してしかるべきである。そのためにも大学や各種研究機関所属の国際会議場的集会場の実情調査を実施して、その実態を把握する必要がある。

2) 国際研究集会の支援措置の強化

国際研究集会は、国、地方公共団体、学会、助成団体、企業など多くの支援組織によって支援され、開催が計画されている。しかし、研究集会のサイズ、内容の多様化とともに、会場規模、資金・財政面において多くの困難に遭遇し、主催者は対応に苦慮している。特に、文部省レベルでは、集会は主に大学主催のものしか資金援助の対象とならず、学会主催の計画は、主に日本学術振興会の支援によるが、その比較的小さいサイズのものに限られ、しかもその採択数は少ない。さらに、これらよりも大きな集会に対しては、財政面を含めた支援措置を講ずる組織はほとんど無く、最終的には企業からの支援に待つほかは無い状況にある。

かかる現状を改善し、各種の研究集会の積極的開催を可能とする、国家的見地に立った財政上の支援体制の強化が急務である。

2 国際共同研究機関の設置

学術研究においては、その専門領域の性質や発展の状況によって、ある場合には独創的な着想に基づく新たな進展が必要となったり、他方では総合的に広範囲の測定、観察のデ

ータが不可欠となったり、またある場合には一国では経済的にも人的にも到底支え切れないほど大掛かりな設備が不可欠であったりする。これらのどの場合を見ても、国際交流は学術の進展にとって極めて重要な要素であり、常に国際的な視野で学問の発展の方向性を探り、有効な貢献をする努力が必要である。このような活動は、他国に任せてその果実だけを味わうことは許されず、各国が直接の利害を度外視して、それぞれの経済状態に見合う投資を行って、人類共有の知的資産としての学術の発展に貢献することが求められる。ここに国際共同研究機関の存在理由があり、それに対する我が国の応分の投資の必要性が存在する。

我が国の現状を見るに、国際共同研究機関が国内にはほとんど存在しないばかりでなく、多くの日本人研究者が活躍している国際共同研究機関に対する我が国の財政的寄与が不当に少ない場合も見られる。国際共同研究機関では、取り上げる研究課題の選択は学術的な興味と研究者の実力とによって決められるのが原則である。我が国の研究者による国際共同研究機関の利用が多いことは、その分野における我が国の研究の水準が高いことを示すものである。それに見合う我が国の財政的寄与が無いことは、我が国の研究活動が部分的に他国の負担に頼っていることを意味するものであり、このような状況が国際的批判を招き、増額の要求がなされるのは当然と言えよう。今後積極的に国際共同研究機関の誘致に努めるとともに、既存の機関、今後国外に設けられる機関に対しても、応分の出資を行う必要がある。

3 国際的学術団体への対応

学術的活動が国際化され、学術の発展のために国際交流が不可欠であることが認識された現在、国際的学会或いは連合がいろいろな専門分野で設立されるに至っている。これらの国際的組織においても、最近は、我が国の学者の活動が次第に活発になり、日本人が会長職或いは事務局長職を務める場合も見られるようになった。このような場合に問題となるのは、それに伴う膨大な事務をこなし得る組織の欠如である。我が国の国際的学術組織への対応は、国際対応委員会を通して日本学術会議が当たっているが、必ずしも十分であるとは言えない。したがって、国際対応に関する日本学術会議の事務能力を、抜本的に強化する措置をとることが必要であろう。また、このような国際学術団体への現実の対応には旅費が必要であるが、現在日本学術会議が派遣し得る委員数は問題にならないほど少なく、その大幅な増額も不可欠である。

さらに、国際的学術団体本部を我が国に誘致することが、国際的にも要望されており、これについても積極的に対応できる体制を整備する必要がある。

4 大学・各種研究機関の国際交流・協力事務体制の整備

学術国際交流・協力を支援する事務体制の整備は、関連中央機関のみでは不十分であり、今や現場に直結した個々の大学や研究機関における事務的対応の強化が必要である。この際、事務組織のみならず、スタッフ自身の語学力などを含めた総合的に優れた事務部門の人材の育成が急務である。

この際、私学に対しては、定員配分などの人材面における支援が制度的に困難であるとするならば、私学助成金などの資金面での支援が配慮されるべきである。

5 国際交流・協力資金の支援

以上述べた各項目の施策は緊急なものに限られている。しかも、これらを実現するためには、かなりの財源が必要となる。これらについては、国が、地方自治体や大学、各種研究機関の自助努力への助成を含め、本格的な財政計画を立てるとともに、民間の協力が得られる仕組みを整備することが不可欠である。後者に関する二点を指摘したい。

(1) 企業寄付金などを対象とした委任経理金の使途目的及び支出方法の弾力化により、それらの有効利用を推進すること。

(2) 各種寄付行為に対する税法上の優遇により、資金導入を促進すること。

以上のように、第15期第6常置委員会では国際学術交流・協力問題について、「留学生政策」、「研究者・大学院学生の海外派遣」、「国際学術交流・協力の基盤」の3つに焦点をしづり、その現状と問題点を検討し、解決のための諸方策を指摘して来た。

学術において人類未踏の領域を開拓し、学術の研究成果を人類の共有財産とするには国際的な学術交流・協力が不可欠である。そのためには、以上に指摘してきた問題点を着実に解決していくことによって、我が国の国際学術交流・協力の飛躍的発展の基盤を形作ることが必要であると考える。

▽ 参考資料（目次）

	頁
資料 1 不足していた情報の内容	1 4
資料 2 日本と日本以外の国との留学情報の比較	1 4
資料 3 住居の種類別住居に対する不満の内容	1 5
資料 4 大学の教授及び留学生の在留手続の簡易・合理化について	1 6
資料 5 日本人学生等の海外留学状況	1 8
資料 6 文部省在外研究員制度規則	1 9
資料 7 日本学術振興会の海外研究員制度	2 1
資料 8 日本学術振興会の特別研究員制度	2 2

資料 1 不足していた情報の内容

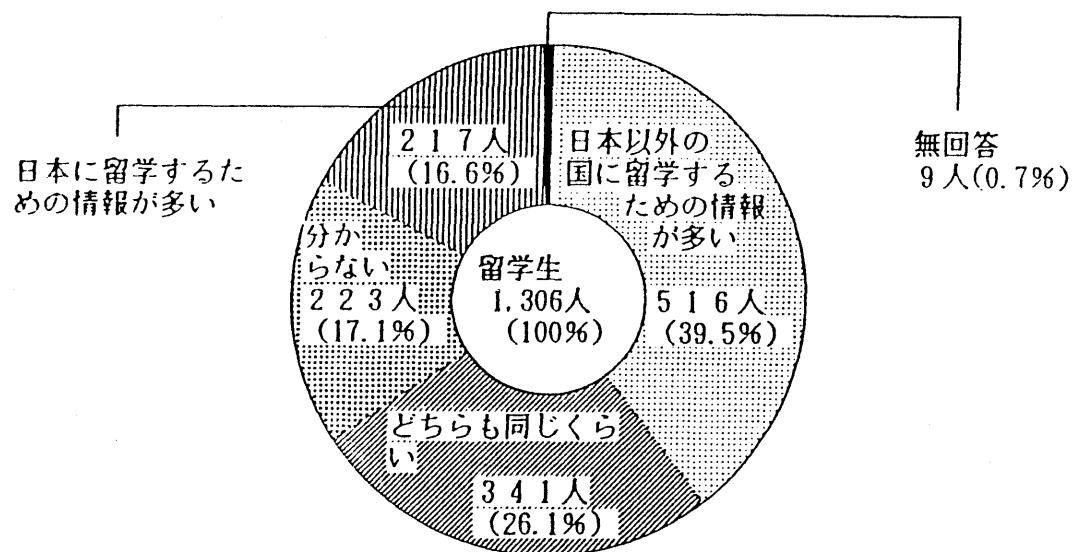
(単位:人、%)

区分	回答数
大学の学部・研究科、専修学校での研究、授業内容	385 (48.7)
大学、専修学校の入学試験制度、応募方法	349 (44.2)
留学生を受け入れている大学、専修学校のあらまし	297 (37.6)
奨学金の取得方法	206 (26.1)
日本の生活事情	186 (23.5)
日本の宿舎事情	133 (16.8)
日本で必要な経費	123 (15.6)
日本語学校などの日本語教育機関のあらまし	118 (14.9)
大学、専修学校の授業料、入学金	86 (10.9)
大学、専修学校での講義に使用する言葉	69 (8.7)
その他	18 (2.3)
回答者数	790 (100)

(注) 本質問は複数回答とした。

(総務庁行政監察局「留学生アンケート調査結果」(平成5年9月)による)

資料 2 日本と日本以外の国との留学情報の比較



(総務庁行政監察局「留学生アンケート調査結果」(平成5年9月)による)

資料3 住居の種類別住居に対する不満の内容

(単位:人、%)

区分	家賃が高い	部屋が狭い	通学している学校に遠い	設備が悪い	宿舎周辺の環境が悪い	他人と同居している	近所付き合いがうまくいかない	その他	該当者数
大学等の留学生専用宿舎	2 (5.4)	17 (45.9)	7 (18.9)	19 (51.4)	8 (21.6)	2 (5.4)	3 (8.1)	12 (32.4)	37 (100)
地方公共団体の留学生宿舎	2 (40.0)	4 (80.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	1 (20.0)				5 (100)
民間団体の留学生専用宿舎	7 (38.9)	13 (72.2)	7 (38.9)	10 (55.6)	3 (16.7)			4 (22.2)	18 (100)
日本人学生もいる大学等の寮	5 (41.7)	5 (41.7)	2 (16.7)	3 (25.0)	1 (8.3)	2 (16.7)		1 (8.3)	12 (100)
出身国の留学生寮	2 (66.7)	3 (100)		3 (100)					3 (100)
民間の下宿・アパート	259 (63.0)	221 (53.8)	96 (23.4)	103 (25.1)	142 (34.5)	21 (5.1)	47 (11.4)	29 (7.1)	411 (100)
うち専用の浴室あり	189 (73.5)	121 (48.2)	62 (24.1)	25 (9.7)	86 (33.5)	10 (3.9)	30 (11.7)	18 (7.0)	257 (100)
うち専用の浴室なし	70 (45.5)	97 (63.0)	34 (22.1)	78 (50.6)	56 (36.4)	11 (7.1)	17 (11.0)	11 (7.1)	154 (100)
日本人の家庭に同居	1 (16.7)	2 (33.3)	4 (66.7)	1 (16.7)	2 (33.3)		1 (16.7)		6 (100)
公団住宅などの公営住宅	11 (37.9)	8 (27.6)	14 (48.3)	7 (24.1)	6 (20.7)		3 (10.3)	2 (6.9)	29 (100)
民間企業の社員寮	1 (25.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	3 (75.0)				4 (100)
その他	3 (60.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	1 (20.0)			1 (20.0)	1 (20.0)	5 (100)

(注) 本質問は複数回答とした。

(総務庁行政監察局「留学生アンケート調査結果」(平成5年9月)による)

資料 4 大学の教授及び留学生の在留手続の簡易・合理化について

〔平成4年9月
法務省入国管理局〕

1 趣旨・目的

我が国に入国する外国人は量的に増加する一方、質的な多様化が顕著になりつつある。これを反映して多くの地方入国管理局の申請窓口はますます混雑の度を深めつつある。このような中で出入国管理行政を円滑に遂行していくためには、行政上特段の問題のないカテゴリーの外国人についてはこれらの外国人を受けいれる関係団体の協力をも得つつ、その入国・在留手続の簡易・合理化が望まれるようになってきている。

また、我が国に在留する外国人の中にも、在留期間更新申請の都度、混雑を極める地方入国管理局に出頭し、ほぼ機械的に更新される手続を経ることに対し、その合理化を求める声が存在している。

こうした背景のもと、法務省入国管理局では、当該外国人が所属して雇用されたり、教育を受けたりしている機関の職員が本人に代わり在留期間更新手続等を行う、いわゆる申請取次ぎ制度の活用に努めてきたところである。ところで、この制度はある程度の数の外国人を雇用する企業にはかなり活用されているが、多数の留学生を抱える大学には全く活用されていない現状にある。

しかるに、留学生の在留期間の更新時期は例年2-3月に集中し、これが留学生担当部門の事務の遅延を招いているばかりでなく、外国人留学生の側にも不満を生ぜしめることになっている。そこで、留学生を多数受け入れている大学のうちで協力をいただけるところにおいて、大学の関係者が在留期間更新等の申請をある程度とりまとめた上で地方入国管理局に持参し、また、許可証印済みの旅券等を持ち帰るという手続をとることができれば、その限度において地方入国管理局にとっても外国人留学生にとっても便利となる。またこのような手続きは大学で教職についている外国人にも拡大することがのぞましい。

しかしながら、このような手続きへの参加について全ての大学の関係者の理解を同時に得ることは容易ではないので、この趣旨に賛同し、協力を願える大学から順次この制度を実施することとしたい。

(注) 入管法施行規則は、在留関係諸手続きにおいて、外国人本人の出頭を原則とした上で、「法務大臣において相当と認める場合においては、外国人は地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、その者が経営している機関若しくは雇用されている機関の職員、その者が研修若しくは教育を受けている機関の職員又は行政書士で法務大臣が適当と認めるものが、(中略)申請書等の提出及び(中略)手続きを行うものとする。」と定めている。

2 大学における申請取次ぎの方式等

(1) 協力をお願いできる大学から順次行う。なお、申請取次ぎをすることとなる大学関係者への説明等は適宜実施する。

(2) 申請取次ぎの対象としては、

ア 教授等教職員（及びその家族）の在留期間の更新及び再入国の許可並びに教職員

して採用する者の資格変更

イ 留学生の資格外活動の許可、在留期間の更新及び再入国の許可を原則とする。なお、対象の範囲について大学側に特別の要望がある場合にはこれに配慮する。

(3) 申請取次ぎは、月に1-2度、ある程度の件数がまとまった時点で行ってもらうのを原則とするが、申請数に応じ弾力的に取り扱う。なお、特に急ぐ事案については、申請取次ぎ者がその件についてのみ別途申請を持参し、又は外国人本人が直接に申請を提出することも可能である。